

# 犯罪被害者支援の現状と課題

## ——支援とナラティブの社会学（5）——

法政大学 佐藤恵

### 1 目的

およそ2000年頃まで、犯罪被害者（以下、「被害者」には原則的に家族・遺族を含む）に対する社会的支援は長らく欠如した状態が続き、被害者は刑事司法制度からも社会からも「忘れられた存在」であった。だが、「忘れられた存在」としての犯罪被害者は、とりわけ2000年以降、法制度を中心とした支援体制が徐々に整備され、その立場は法制度的には以前よりも明確に位置づけられるようになってきている。しかしながら、被疑者・被告人への支援に比べて、被害者への支援はスタートを切ったばかりである。被疑者・被告人の権利が手厚く擁護されているのに比べて、被害者の権利はまだ不十分で、被疑者・被告人と被害者は、同じ土俵にさえ上っていない。

本報告は、犯罪被害者の抱える困難とその支援に関する事例研究を行い、被害者支援の先進的事例の検討から、制度・施策という「箱」の整備のみならず、その「中身」として、現場で必要とされる支援実践の内実について分析することを目的とする。また、支援が一定の社会的広がりを持つことによる陥穽についても考察を加え、実践的な留意点とすることにも目配りを行いたい。

### 2 方法

そこで、本報告は、現場における支援実践、とりわけ被害者に対する民間支援に焦点を合わせた上で、被害者の回復に向けた支援の先進的事例として、公益社団法人・被害者支援都民センター（東京都新宿区）や、杉並区等の自治体の取り組みに注目する。都民センターや自治体で実施した聞き取りによって得られたインタビューデータや、被害者の手記等のドキュメントデータを質的に分析することを通して、犯罪被害者支援の事例研究を行い、相互行為レベルで社会学的考察を展開する。

### 3 結果

分析の結果、犯罪被害者支援において、制度・施策という「箱」の「中身」の例として、「聴く」こと、「つなぐ」こと、「巻き込む」ことという三点が、被害者の回復を支える重要な要素として浮かび上がった。被害者支援には多様な支援が総合的に必要となる。

その上で、「ピア同士の間でこそ支援が成立しやすい」こと、ただし、「ピアのみで支援を担いきることは困難である」こと、そして、「『聴く』こと、『つなぐ』ことに精通したアドボケイトとしての相談員は、必ずしもピアでなければならないというわけではない」ことが確認された。

### 4 結論

今後ますます、被害者への支援を充実させ、被害者の権利を拡充・擁護していくことが必要となるが、支援が被害者の依存性を高めレジリエンスを妨げたり、支援者が自己の得意分野に傾斜することで支援の総合性を損なったりすること等、支援のまなざしが別の排除を生む可能性も、実践的な留意点として把握しておくことが肝要である。

### 文献

伊藤智樹編著、2013、『ピア・サポートの社会学——ALS、認知症介護、依存症、自死遺児、犯罪被害者の物語を聴く』晃洋書房。